



薬食発0618第1号  
平成25年6月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長  
(公印省略)

薬事法施行規則第203条第3項の規定に基づき検定を要しないものとして  
厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部改正  
について

「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部を改正する件」(平成25年厚生労働省告示第204号。以下「指定変更告示」という。)が平成25年6月18日に公布され、「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合」(平成20年厚生労働省告示第374号)が別添のとおり一部改正された。

各都道府県においては、下記について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

#### 記

##### 1. 改正の内容

指定変更告示により、細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合は、検定を要しないこととしたこと。

具体的には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成25年6月7日閣議決定)

に定める海外発生期以降に、ワクチン製造販売業者に対し、直ちに国家備蓄している当該ワクチンの原液の製剤化を行うよう要請した場合又はワクチンの製造株の確保等ができる次第当該ワクチンの生産を開始するよう要請した場合を想定していること。

## 2. 適用期日

指定変更告示は本日（平成25年6月18日）から適用すること。

○厚生労働省告示第一百二号  
　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第一条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中(193)を(195)とし、(123)から(192)までを(125)から(194)までとし、(122)を(123)とし、その次に次のようになる。

(124) 沈烽13細胞球結合型ワクチン(無毒性変異シフテリア毒球結合体)  
別表第一の1中(121)を(122)へ、(122)を(123)へ、(123)を(124)までを繰から(121)までへ、(121)の次に次のように加える。

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項 薬事法施行令（昭和三十六年政令第一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定をするものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 細胞培養インフルエンザワクチン(H4N1株)          |  |
| 1<br>一元放射免疫吸収試験法を用いるとき。         | 1<br>一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。<br>内容量が5mLであるとき。   |
| 2<br>HA含量試験法を用いるとき。<br>327,300円 | 2<br>HA含量試験法を用いるとき。<br>内容量が5mLであるとき。<br>8本 |

1の生物学的剤の表沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の項の次に次のように加える。

沈降13価肺炎球菌型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体） 952,500円 内容量が0.5mLであるとき。  
58本

2の生物学的製剤の項インフルエンザH Aワクチンの目の次に次の二目を加える

細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）生物学的製剤基準の細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）の条の3.5.3及び3.5.5に規定する試験法によるものとする。  
△の生物学的製剤の項次降順肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフトリートок素結合体）の田の次に次の1回を加える。

沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）生物学的製剤基準の沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の条の3.4.6及び3.4.7に規定する試験法によるものとする。